

(忠実義務)

10 . 東京地裁 平成 7 年 11 月 27 日判決

(一部認容 : 賠償額 280,862,056 円、東京地裁平成 5 年(ワ)2494 号、東京高裁平成 10 年 11 月 30 日に和解結了) 判例時報 1575 号 71 頁、判例タイムズ 925 号 214 頁、TAINS コード Z999-0010

相続税の申告に関して顧問税理士は、納税者から依頼があった物納申請を行わず、延納申請をし、かつ、土地の評価の過誤を犯したことで附帯税を含め 2 億 8 , 0 0 0 万円余の損害賠償を命じられた事例

《事実の概要》

この事件では、亡甲の相続人である X 1 (甲の妻) X 2 (甲の子) 及び X 3 (同)(以上原告) は、税理士 Y (被告) に相続税の申告手続を依頼した際、物納の申請をも依頼したが、Y は委任の本旨に反し杜撰な申告をし、延納申請を行ったため、X 1 らが余分に土地を売却せざるを得なくなったと主張して、現金納付分を除き、その差額と過少申告加算税等の合計 4 億 2 , 4 9 3 万円余とそれに係る遅延損害金の支払いを Y に対し求めた。

なお、土地等の評価等について、土地 3 3 筆中 1 4 筆の路線価等の読み違い等による過誤が判明し、修正申告書を提出した。

《判決の要旨》

X 1 らが相続した財産の大部分は不動産であり、物納に充てることが可能な財産を有していたにもかかわらず、Y が延納手続をしたことは、委任の本旨に従わず忠実義務違反にあたる。

Y は税務の専門家として、租税に関する法令、通達等に従い、適切に相続税の申告手続をすべき義務を負うことはもちろん、できる限り節税となり得る措置を講ずるべき義務を負うものであるとして賠償命令が下された。

(注) 平成 7 年において、税理士に対し 2 億 8 , 0 0 0 万円余の賠償命令が下ったことは、税理士会全体を震撼させた事例でもある。